

市民公開シンポジウム「高齢者虐待の防止に向けた地域連携について」

～高齢者が安心して幸せな生活を送るために～

平成24年11月25日(日)司法書士会館において「高齢者虐待の防止に向けた地域連携について」をテーマにシンポジウムが開催されました。当日は、連休最終日かつ屋内に入るのが勿体無いような晴天にもかかわらず、多くの方が来場し開会時刻13時にはほぼ満席となる100名以上の参加となりました。

シンポジウムは、当法人理事長 松井秀樹氏による挨拶に始まり、前半は厚生労働省労健局高齢者支援課 課長補佐 中井和博氏による「高齢者虐待の現状」及び、筑波大学法科大学院教授 上山泰氏による「高齢者虐待防止に向けた法律専門職の役割」をテーマとした基調講演が行われ、後半はパネルディスカッションとなりました。

まず第一部 基調講演「高齢者虐待の現状」において、平成18年より施行されている高齢者虐待防止法の概要、特色、虐待の対応方法などについて説明の後、当該法に基づく調査結果の報告がありました。施行年度から最新のデータである平成22年度まで、相談・通報件数、虐待と判断された件数とも右肩上がりの状態が続いていますが、それは増加しているというよりは、そうした事実が表にでてきた、それだけ解決に結びついたとらえているというお話でした。ただそうはいっても、虐待と判断された事件数が施設従事者で96件、家族などの養護者で16668件(平成22年度)という事実に対し、今後も市町村を主体とした体制整備、養護者などに対する支援、成年後見制度利用促進など様々な対応が必要という認識についてもあわせて語られました。

次に第二部では、高齢者虐待防止のために法がどのように関わるか、法律専門職がどのような役割を担うのか、についての講演でした。「法は家庭に入らず」とのことわざにあるように、家庭内の虐待はプライバシーの問題もあって介入が難しく、従来の伝統的な法的対応にはなじまないとの視点から、法律家には無力な面もあるとのお話もありました。法的な対応方法として、虐待者に刑事罰を課すような刑法での解決は法的には可能ですが、それで本来の問題が解決するか、というとそのようなことはありません。家族関係の再構築や養護者に対する支援など、福祉的支援が具体的な

対応策として必要です。そのためには行政、関係機関、様々な分野の専門家の連携協力体制が必要であり、法律専門職はその一員として、専門的見地からの助言や虐待の要因である法律問題の解決などの役割を担っている、とのお話がありました。

パネルディスカッションでは大阪アドボカシー法律事務所所長である弁護士 池田直樹氏がコーディネーターを務め、「高齢者虐待防止に向けた地域連携を考える」をテーマに厚生労働省 中井和博氏、渋谷区役所 福祉部高齢者サービス課利用者相談係 係長 野本賢一郎氏、品川区社会福祉協議会 品川成年後見センター所長 齋藤修一氏、リーガルサポート東京支部長でもある司法書士 川口純一氏らパネリストによる現場の声を交えた意見交換がなされました。

野本氏、齋藤氏からはそれぞれが従事されている渋谷区、品川区での虐待防止のための取り組みが紹介されました。双方とも通報や相談に対しては行政が主体となって、関係者と連携した会議などを活用されているそうです。渋谷区では、高齢者の見守りサポート事業として、高齢者に特化した見守り協力員という制度を設けており、品川区では虐待対象を児童、高齢者、障害者、配偶者などと分別していた縦割組織を廃止して全てに対応できる仕組みを構築している、などそれぞれに工夫した取り組みが行われているとのお話がありました。

川口氏からは、司法書士が実際に関わってきた事例を含め、虐待防止のために司法書士が取り組んでいることについてお話がありました。東京都では地域ごとにブロックを分け、それぞれに所属する地区リーダーが行政と太いパイプをもって連携しているとのことでした。具体的には、虐待についての研修や相談会を行ったり、後見人受任者を確保するため、内部勉強会を行った上で利用受託団を作ったりされているとのことでした。また、行政でのケース会議などにも参加し、事例検討で法的判断をする際に必要なアドバイスを行ったりと司法書士もこうした分野で幅広く活動されているようです。

来場された方々からは20件以上の質問が寄せられ、全てにお答えすることはできませんでしたが高齢者虐待に対する関心の高さが伺えました。虐待が疑われるがはっきりした証拠がないケースについての質問に対しては、ただちに立入調査をするなどの強硬手段には証拠が必要だが、その前に他の家族やヘルパーさんから情報収集をする、訪問して話を聞く、などソフトな方法から入り判断していくという手順を踏むので、確信はなくてもまずは通報してほしい、との回答がありました。早期発見に対す

る重要性の認識が感じられます。

高齢者虐待防止法には、虐待者の罰則規定はありません。虐待の発見は虐待者を処罰することが目的ではなく、シンポジウムのサブタイトルのとおり高齢者が安心して幸せな生活を送れることが目的です。虐待者が家族などの養護者の場合には、虐待の意識がないことが多く「うちは昔からこうです」という養護者もいるそうです。そうした養護者に、認知症や介護度が重くなったために起きている症状などを理解してもらい、双方に必要な支援を行う、そしてそのきっかけとなる地域住民の見守り、専門家を含めたネットワークの構築が重要であるとのパネリストの皆さんの共通認識が随所に示されたディスカッションでした。高齢者虐待の対応の難しさを肌で感じている方々のより実践的なお話を伺うことができ、非常に有意義な内容となりました。来場者の方々も長時間にもかかわらず、最後まで熱心に耳を傾けておられました。

最後に当法人副理事長 井上広子氏より登壇者、来場者の方々へのお礼と閉会の挨拶がなされ、満場の拍手の中シンポジウムは閉会しました。